

複数年にわたる委託契約へのスライド条項

（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について

本説明書は、複数年にわたる委託契約へのスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用について、賃金水準の変動による契約金額の変動額（以下「スライド額」という。）の算定方法や市及び受託者間における協議等の進め方等について、受託者の方向けに整理したものです。

1 適用対象契約

複数年にわたる業務委託契約のうち下記業務を対象とします。

※対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明記します（下記 2 参照）。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ○日常的な清掃 | ○人的な施設管理業務委託（受付事務など） |
| ○人的な警備業務（駐車場の整理など） | ○廃棄物や資源物・し尿等の収集 |
| ○スクールランチ・給食・調理等 | ○その他の人的労働が中心となる業務の委託 |

2 入札公告等における明示方法

制度の対象となる契約は、入札公告・指名通知・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）の際に、次の①～④の方法で、入札公告等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書においてスライド額の算出方法を明示します。

※入札公告等に対象契約である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ①入札公告等に「本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。」等の文言を記載
 - ②入札公告等に「入札にあたっての注意事項」（別紙 1）を添付
 - ③仕様書に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書」（別紙 2。以下「スライド特記仕様書」という。）を添付
- ※このスライド特記仕様書により、スライド額の算出方法、どのような基準（賃金変動率等）で契約変更を行うかを入札（見積）条件として明示します。
- ④契約書案に「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項（別紙 3。以下「スライド条項」という。）を添付

3 契約締結時の注意点

① スライド条項

契約締結の際には、契約書にスライド条項（別紙 3）を添付します。

② 直接人件費内訳書

契約締結時に、直接人件費の額を記載した契約金額内訳書（別紙 4）を提出いただきます。

4 スライド額の算出

契約締結時に受託者から内訳書を提出いただき、当該内訳書を基にスライド額を算出します。

履行開始日から 12 ヶ月後に、市は、「契約締結時に提出された直接人件費（未履行分相当額）」に履行開始時点と基準日時点の新潟県最低賃金を比較した「最低賃金変動率」を乗じて変動額を算出し、この変動額から、未履行分の契約金額に「1.0%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額でスライド額を算出します。

$$\text{スライド額} = \left(\text{直接人件費 (未履行分)} \times \text{最低賃金変動率} \right) - \left(\text{契約金額 (未履行分)} \times 1.0\% \right)$$

なお、請求日及び基準日等の定義は以下のとおりとします。

- ・請求日…スライド変更の可能性があるため、市又は受託者が契約金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日。なお、履行開始日とは、1 適用対象業務に記載の対象業務を実際に開始した日をいう。
- ・基準日…最低賃金の変動率等を算出する基準となる日。履行開始日から 12 月ごとの日とする。
- ・残りの履行期間…基準日以降の履行期間とする。

※スライド額算出にあたっての留意事項

- ・スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記と同様に行い、その場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。
- ・基準日は、履行開始日から 12 月ごとの日とします。ここでいう履行開始日とは、契約に係る業務を実際に開始した日です。業務を開始するために機材を購入したり、設置に要する期間は含まれません。
- ・消費税及び地方消費税の相当額の計算時に生じた 1 円未満の端数については切り捨て処理を行い、最低賃金変動率の計算時には小数点以下第 8 位を四捨五入し、それ以外（変動額、請求者負担等）の計算時に生じた 1 円未満の端数については四捨五入処理をします。

【例】最低賃金変動率：0.02987654… ⇒ 0.0298765（※小数点以下第 8 位を四捨五入）

変動額：123,000.4…円 ⇒ 123,000 円（※1 円未満を四捨五入）

5 スライド額の協議

(1) スライド額の確認【市及び受託者】

契約変更の事務手続を円滑に進めるため、スライド協議請求可能日の 1 ヶ月前（履行開始日から 11 ヶ月経過後）を目途に、市が提示する「4 スライド額の算出」に基づき試算したスライド額をご確認いただき、(2) 以降の手続きに係る準備を進めていただくようお願いします。

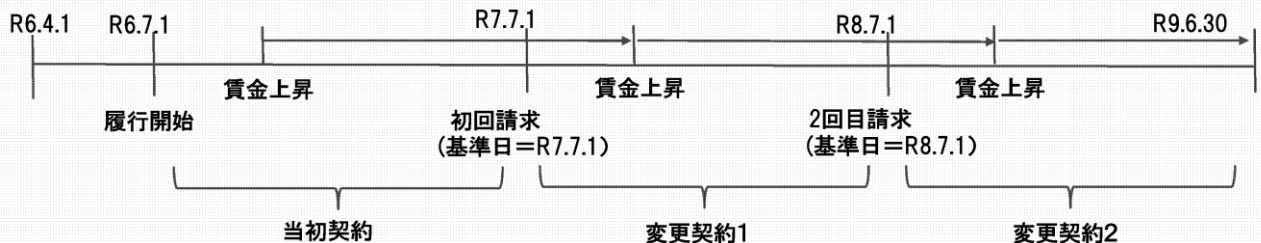
(2) スライド額の請求【受託者】

スライド協議の請求は、履行開始から 12 ヶ月（2 回目以降は前回スライド基準日から 12 ヶ月、以下同じ。）後に可能です。請求可能日になりましたら、できるだけ早くスライド協議

の請求書「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項の規定による契約金額の変更について」（様式1）をご提出ください。また、契約金額の変更を希望しない場合も、様式1にその旨を記載して、提出をお願いします。なお、請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2ヶ月以上あることが必要です。

【スライド協議のスケジュール例】

契約締結日：令和6年7月1日、履行期間：令和6年7月1日～令和9年6月30日（36ヶ月）の場合



初回スライド協議：令和7年7月1日に請求可能（基準日=令和7年7月1日）

2回目のスライド協議：令和8年7月1日に請求可能（基準日=令和8年7月1日）

(3) スライド額の協議

算出したスライド額について、市と受託者で「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額について（協議）」（様式2）により協議を行います。

内容に異議のない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日後（休日含む。）の日とする。）までに「承諾書」（様式3）を提出してください。回答期日までに承諾書の提出がない場合は、スライド条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市から受託者に対し、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額（通知）」（様式4）によりスライド額を通知します。

※スライド額を算出した結果、スライド額が請求者負担分を越えない場合は、スライド額=0円として、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第2項及び第3項の規定によるスライド額（通知）」（様式5）により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

3年目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

6 変更契約

市と受託者で協議が整い次第、速やかに変更契約を締結します。

変更契約の際、「労働者への適切な賃金水準の確保について」（別紙5）をお渡しします。

本制度の趣旨をご理解いただき、労働者への賃金水準の引き上げについて適切に対応していただきますようお願いいたします。後日、調査を行う場合があります。

7 契約保証金、延滞金及び違約金

契約保証金、延滞金及び違約金を算定する場合の基準額は、年額相当の金額とし、本制度の適用により契約金額を変更した場合は、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 契約保証金

本制度適用により契約金額を変更した場合であっても増額分を増徴しない。

(2) 延滞金及び違約金

本制度適用により契約金額を変更した場合、変更後の契約金額を基に算出する。

8 実施時期

令和6年4月以降に入札公告等を行い、令和6年度から履行期間が始まる契約から適用します。なお、対象契約に係る契約変更は、履行開始日から12ヶ月後の日からのため、実際に契約金額が変動するのは令和7年度以降です。

9 その他

本制度は、国の交付金事業対象のため、増額変更分を労働者の賃金上昇に充てる必要があります。このため、変更契約後に調査を行う場合があります。